

コンピュータソフトウェア

プログラムの知的所有権

■ 平成14年1月1日

弁理士 矢口太郎

はじめに

- 知的所有権とは
 - 無形の財産を保護対象とする。
 - その保護は極めて困難
 - 民法の特別法としての知的財産権法
- 著作権か工業所有権か
 - 著作権-文化的な創作（表現）を保護
 - 工業所有権-技術的なアイデアを保護
- コンピュータソフトウェアを著作権法上の著作物として保護するに至った経緯
 - 様々な議論があったが、最終的には政治的に決着

著作権法とは

- 目的

- 著作権法第1条

- 「この法律は、著作物並びに実演、レコード及び放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」

保護対象 1

- 著作物

- 著作権法第2条第1項第1号

- 「著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」

保護対象 2

■ 保護対象は「表現」

思想・感情という精神活動も、それが人間の内部に置いて行われている場合は、外部からこれを知ることができず、人類の普遍的な財産として認める段階には至っていない。これらは、表現されることによって初めて他の人間の理解しうるものになり、この文化的遺産を享受し、これを利用して文化の発展に資することができる。

したがって、アイデアそのものは保護されず、表現することによってその「表現」という形で保護される。ただし、創作性を有するものであることが要求される。

保護対象 3

■ プログラム著作物

著作権法第10条

著作物の例示に「プログラムの著作物」を追加（改正）

著作権法にいうプログラム 1

- 著作権法 2 条第 1 項 10 の 2
「10 の 2 プログラム 電子計算機を機能させて 1 の結果を得ることのできるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。」

著作権法にいうプログラム 2

- 表現とは
どのような表現でも含む。ソースプログラムだけでなく、これをコンパイルしたオブジェクトプログラムも含む。ソースプログラムそれ自体であってもプログラムとなる。
なお、コンパイラの著作権者の権利はコンパイルされてできたプログラムには及ばない。

著作権法にいうプログラム 3

- データベース
第12条の2第1項
「データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する」

権利はどのようにして発生するか 1

- なんら手続を要しない...無形式主義

権利はどのようにして発生するか 2

- プログラムの登録（76条）は発生要件ではない。

- 76条

「1項 プログラムの著作物の著作者は、その著作物について創作年月日の登録を受けることができる。ただし、その創作物の創作後6月を経過した場合はこの限りではない。

2項 前項の登録がされている著作物については、その登録に係る年月日において創作があったものと推定する。」
なお、77条により、移転の登録は、第三者に対して効力を発生する。

権利はどのようにして発生するか 3

- いわゆる特許法上の先願主義、先発明主義は適用されない。
- 同一のプログラムであっても、別個に保護される。

著作者について 1

- 原著作作者
当該プログラム著作物を自ら創作した者

著作者について 2

- 二次著作作者
著作権法第2条第1項
「二次著作物とは、著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することによって創作した著作物」
 - 原著作物に創作性を加えて作成した派生的な著作物
 - 原著作者の権利が及ぶ。
 - なお、改造の程度が大きく、もとのプログラムの痕跡をとどめない程度になった場合にはそのプログラムはもはや別個の著作物であり原著作者の権利はおよばない。
 - 第三者のプログラムの利用を考えるにあたっては、改変の程度により、「複製」「二次著作物」「別個の著作物」になる

著作者について2

■ 共同著作者

- 「共同著作物とは2以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用できないものをいう。」
著作権は全員の合意によらなければ行使できない。

法人著作（職務創作）1

- 「法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人とする」（15条2項）
 - 職務創作の規定（外注の問題は別）
 - 特段の定めがない限り、従業者は著作権を享有できない。

法人著作（職務創作）2 （出向・外注で創作された場合の留意点）

- 出向者...出向者が作成したプログラムの著作物は原則として出向先に発生する。ただし、どちらの発意かが問題になる場合がある。
- 外注の場合... 15条2項は外注には適用なし。ソフトウェアハウス等に外注した場合には、著作権は外注先の法人に発生する。
- 外注先から著作権を譲り受けるには、事前若しくは事後の契約による。その際、翻訳権、翻案権、二次著作物の原権利者の権利も譲り受ける旨の契約をすることにも留意（61条）
- 基本設計（解法の開発）を自社で行なった後、外部にプログラムの作成を委託した場合であっても、別段の契約がなければ著作権は外注先に発生する。

著作権者の有する権利（著作者人格権、著作権の効力）はなにか

- 正当な権限を有しない第三者が著作権法に定める特定の行為を行なうと著作権者の有する権利の侵害となる。（17条～28条）。
- 著作権者の有する権利には、一身専属の人格権的要素（著作人格権... 18条～20条）と、譲渡可能な財産的要素（著作権... 21条～28条）がある。

著作者人格権

- 公表権（18条第1項）
- 氏名表示権（19条第1項）
- 同一性保持権（20条第1項）
著作物及びその著作者の意に反して変更、切除、その他の改変を受けないという権利
ただし、プログラムの特性に鑑み、重要な例外がある（20条2項3号）。

著作権（著作権に含まれる権利）

- 複製権（21条） ...あくまでもデッドコピー
- 上演権、演奏権（22条）
- 放送権、有線放送権（23条）
- 口述権（24条）
- 展示権（25条 プログラムには適用なし）
- 上映権及び頒布権（26条 プログラムには適用なし）
- 貸与権（26条の2）...プログラムのレンタル
- 翻訳権、翻案権等（27条）
- 二次著作物の利用に関する原著作権者の権利（28条） ...許諾

制限

- 私的使用のため複製には及ばない（30条1項）。
- プログラムを作成するのに用いるプログラム言語、規約、解法には及ばない（10条第3項）
 - したがって、アイデアには及ばないから、他人のプログラムをリバースエンジニアリング等により解析し、そのプログラムのアイデアを利用して新たな著作物を創作しても侵害にはならない。
- データベースの保護は、データベースの部分を構成する著作物の著作権者の権利に影響を及ぼさない（12条の2第2項）
- 複製物の所有者がバックアップ用のコピーを作成する行為、翻案（二次著作）には及ばない。（47条の2第1項）...ただし、所有者のみ。

同一性保持権に対する制限 （20条第2項3項）

- 「特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用しうるようになるため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用しうるために必要な改変」の場合には同一性保持権は適用しない（20条2項3号）。
- したがって、プログラムの場合、同一性保持権はほとんど排除されていると考えてよい。
- 任意規定か強行規定かの問題...任意規定と介すべき
 - したがって、同一性保持権の例外を契約で排除することも可能と解される。
- その他...教育目的の場合等の制限（31条～47条）

留意点

- 侵害の範囲...著作権の侵害は、ほとんどデットコピーの場合にしか生じない
- 使用の権限がない...以下の例外を除き著作権では第三者の使用を規制できない。あくまでも「コピーライト」
 - 113条2項
 - 「プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権限を取得したときに情を知っている場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。」
- 同一性保持権と翻案権
 - プログラムの場合翻案の範囲は狭い。
 - 同一性の範囲を超えて翻案することができる。
- コンバージョン、改変の禁止
 - 20条2項3号を任意規定と考え、可能とするべき

プログラムの複製物の所有者の権利 (47条の2)

- 複製物の所有者...プログラムの複製物を正当に譲り受けた者
 - 「複製物の所有者は自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、と外著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次著作物の複製を含む）をすることができる。」
 - プログラムをレンタルした者は、複製物の所有者ではない。
 - ただし、私的使用のための複製、翻案等は許される。

権利侵害における著作権者の請求権

- 差止請求権（112条）
- 損害賠償請求権（民法709条、114条）
- 名誉回復等の措置を求める権利（115条）
- 不当利得返還請求権（民法703条）

海外における法的保護

- ベルヌ条約若しくは万国著作権条約により外国でも保護されうる。
ただし当該外国がプログラムを著作権として保護していることが必要。

権利侵害の警告に対する対応をする場合に留意する事項

- 警告による法的効果はなし
- ただし、複製、使用等を継続した後に侵害の事実が立証された場合には悪意、故意・過失があったことが容易に認定されるので、慎重な対応が必要
- 誠意を持って前向きに対応することが肝要

プログラムの販売形態との関係で考慮すべきこと

- 販売形態は、大きく分けて「使用許諾契約」と「売買契約」がある。
- 使用許諾契約では、使用者は複製物の所有者ではないことに留意する...バックアップ用のコピー、翻案等が認められない。他の者への使用許諾（独占的利用許諾においても問題）が可能。したがって、契約により明確にしておくことが重要
- 譲渡契約では、著作権を譲渡を受けるだけでは、翻訳、翻案、二次著作物の利用に関する各権利の譲渡されないことに留意する。また、著作権の譲渡だけが可能で著作人格権の譲渡は不可能であることにも留意する。場合によっては同一性保持権を制限する。

特許権による保護の可能性 (最近の傾向)

- 添付資料1(日本の例)
- 添付資料2(米国の例)
- 事案1
 - A社はプログラム α を開発し、そのプログラム α をB社にライセンス使用させている。
 - B社はA社に遅れてプログラム α と同じコンセプトのプログラムの開発を開始したがその後開発を断念した。
 - しかしB社は、A社がプログラム α の発表を行なう直前にそのコンセプトを特許出願し、特許を得た。
 - この場合、A社の著作権とB社の特許権の関係はどうか。